

大阪医科薬科大学 大学院学則

(昭和34年4月1日施行)

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条** 大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、第3条に規定する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検及び評価)

- 第2条** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

第2章 組 織

(組 織)

- 第3条** 本大学院に医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科を置く。
- 2 医学研究科に医科学専攻修士課程及び医学専攻博士課程を置く。
- 3 薬学研究科に薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程を置く。ただし、薬科学専攻博士課程は博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。
- 4 看護学研究科に看護学専攻博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。
- 第4条** 医科学専攻修士課程に次のコースを置く。
- (1) 医療科学コース
 - (2) 社会健康医療学コース
- 2 医学専攻博士課程に次のコースを置く。
- (1) 予防・社会医学研究コース
 - (2) 生命科学研究コース
 - (3) 高度医療人養成コース
 - (4) 再生医療研究コース
 - (5) 先端医学研究コース

- 3 薬学専攻博士課程に次のコースを置く。
 - (1) がん専門薬剤師養成コース
- 4 看護学専攻前期課程に次のコースを置く。
 - (1) 教育研究コース
 - (2) 高度実践コース

第5条 本学則に定めるもののほか、各研究科に必要な事項は、医学研究科規程、薬学研究科規程及び看護学研究科規程（以下、「研究科規程」という。）に定める。

第3章 収容定員

（収容定員等）

- 第6条** 医学研究科は、医科学専攻修士課程を入学定員4名・収容定員8名とし、医学専攻博士課程を入学定員50名・収容定員200名とする。
- 2 薬学研究科は、薬学専攻博士課程を入学定員3名・収容定員12名とし、薬科学専攻博士前期課程を入学定員5名・収容定員10名、博士後期課程を入学定員2名・収容定員6名とする。
 - 3 看護学研究科は、看護学専攻博士前期課程を入学定員8名・収容定員16名とし、博士後期課程を入学定員3名・収容定員9名とする。

第4章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

- 第7条** 医学研究科の修業年限は、医科学専攻修士課程2年、医学専攻博士課程4年を標準とする。ただし、医学専攻博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 薬学研究科の修業年限は、薬学専攻博士課程4年、薬科学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、博士課程においては3年以上、博士後期課程においては2年以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 看護学研究科の修業年限は、看護学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準とする。
 - 4 職業を有している等の事情により、修業年限を超えての教育課程の履修及び修了（以下、「長期履修」という。）を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。長期履修に関し必要な事項は、別に定める。
 - 5 第1項から第3項の規定にかかわらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学年限を次のとおり延長することができる。
 - (1) 医学研究科医科学専攻修士課程においては4年まで、医学専攻博士課程においては8年まで
 - (2) 薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年まで、薬科学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで

- (3) 看護学研究科看護学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで

第5章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第8条 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における授業科目及び単位数は研究科規程に定める。

(授業及び研究指導)

第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下、「研究指導」という。)によって行う。

- 2 前項の教育実施にあたり、第38条に定める研究科教授会はその計画を策定する。
- 3 第38条に定める研究科教授会は、学位論文の作成にあたり大学院生ごとに指導教員を定めるものとする。

(履修方法)

第10条 授業科目の履修は、次のとおりとする。

- (1) 大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な授業又は研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
- (2) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (3) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の議を経て、学長が外国の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- (4) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- (5) 大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限10単位まで認定することができる。なお、認定にあたっては、入学年度の所定期日までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載された書類を提出する必要がある。
- (6) 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は大学院と予め協議の上、当該他の研究科又は大学院における授業科目の履修を当該研究科の授業科目の履修と認定することができる。
- (7) 前各号のほか、履修方法の細目は、研究科規程による。

(成績の評価)

第11条 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不

合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

(単位の認定)

第12条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。

第6章 学位

(修了要件)

第13条 医学研究科に所定の修業年限以上（第7条第1項のただし書きに該当する者については、3年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、医科学専攻修士課程では修士（医科学）を、医学専攻博士課程では博士（医学）の学位を授与する。

2 薬学研究科に所定の修業年限以上（第7条第2項のただし書きに該当する者については、3年ないし2年以上）在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士（薬学）を、薬科学専攻博士前期課程では修士（薬科学）を、同博士後期課程では博士（薬科学）の学位を授与する。

3 看護学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、看護学専攻博士前期課程では修士（看護学）を、同博士後期課程では博士（看護学）の学位を授与する。

4 前各項に定める所定の単位については、研究科規程による。

第14条 医学研究科の医学専攻博士課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（医学）の学位を授与する。

2 薬学研究科の薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程を経ない者にあつて、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士（薬学）又は博士（薬科学）の学位を授与する。

(学位規程)

第15条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める学位規程及び細則による。

第7章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 入学を志願することのできる者の資格については、研究科規程に定める。

(入学志願手続き)

第18条 入学志願者は、所定の入学願書及び研究科規程に定める入学検定料を添えて学長に願出しなければならない。

第19条 入学検定は、人物、学力等について行うものとする。

(入学手続き)

第20条 入学を許可された者は、定められた期日内に入学手続きを終了し、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

(休学)

第21条 大学院生が病気その他事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

第22条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第23条 休学者が復学しようとするときは、第21条の手続きに準ずる。

(退学)

第24条 大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

第25条 学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教授会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

(転学等)

第26条 他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、指導教員を経て、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第27条 本大学院に転入学を志願する者がいるときは、その志願する研究科に欠員のあ
る場合に限り、当該研究科教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

第8章 学費その他の納入金

(入学金及び学費)

第28条 入学金及び学費の額は、別表に定める。

2 学費の納入に関する取り扱いについては、研究科規程に定める。

第9章 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

(聴講生)

第29条 1科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げのない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

(研究生)

第30条 本大学院に研究生制度を置く。

2 前項に定めるほか、研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(科目等履修生)

第31条 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与えることができる。

4 前各項に定めるほか、科目等履修生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別聴講生)

第32条 他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けようとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れることがある。

2 前項に定めるほか、特別聴講生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(特別研究生)

第33条 他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。

2 前項に定めるほか、特別研究生に関する取扱いは、別に定めるところによる。

(外国人留学生)

第34条 第17条に定める入学資格を有する外国人が本大学院に入学を志願するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する取扱いは、別に定める。

(聴講生等への学則の適用)

第35条 聴講生、研究生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第6条、第7条及び第13条から第15条までの規定は、準用しない。

第10章 教員組織

(教員組織)

第36条 医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要がある場合は、専門教授、特別任命教員、特別職務担当教員をこれに充てることができる。

2 薬学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、薬学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

3 看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。

第11章 運営組織

(研究科長)

第37条 医学研究科に医学研究科長を置き、医学部長をもってこれに充てる。

2 薬学研究科に薬学研究科長を置き、薬学部長をもってこれに充てる。

3 看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。

4 医学研究科長、薬学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

(教授会)

第38条 本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議機関として、それぞれに医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。

第39条 医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務職員)

第40条 本大学院に事務職員を置く。

第13章 その他

(大学学則の準用)

第41条 本学則に定めるもののほか、除籍、再入学、学年・学期・休業日、表彰・懲戒等の大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。

第42条 本学則の改廃は、各研究科の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

(中 略)

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日に大阪薬科大学大学院から薬学研究科に転入学した大学院生の大阪薬科大学大学院における修業年数及び在学年数については、改正後の第7条第2項及び第5項第2号に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

(別表)

		医学研究科	薬学研究科	看護学研究科
入学金		23万円	10万円	20万円
学 費	授業料	35万円	50万円	48万円
	教育充実費	15万円		10万円
	実習料			10万円※

※高度実践コース

大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科規程

(令和3年4月1日施行)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本大学院」という。）に設置する薬学研究科薬学専攻及び薬科学専攻について、本大学院学則（以下、「大学院学則」という。）に基づく必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、薬学研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(目 的)

第2条 薬学研究科は、薬学部における教育研究を基に、高い専門性を持つ研究及び知識・技能の教授を通じて、薬学分野の先端科学ならびに医療を発展させ継承することのできる人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

2 薬学研究科に設置する薬学専攻博士課程は、臨床及び医療に密接に関連する薬学研究分野において、広い視野と高い専門性を備えて国民の健康の維持増進ならびに疾病の予防及び治療を担う優れた研究者・教育者・医療人となることのできる人材を養成することを目的とする。なお、同課程に設けるがん専門薬剤師養成コースは、がん医療分野における薬剤師としての高度な技術を有し、安全で有効な医療を推進することのできる人材の養成を目的とする。

3 薬学研究科に設置する薬科学専攻博士前期課程は、薬科学領域における先端的な研究及び知識・技能の教授を通じて、優れた国際的視野を持つ研究能力を備えた研究者・技術者となることのできる人材を養成することを目的とする。

4 薬学研究科に設置する薬科学専攻博士後期課程は、生命科学や高度先端医療に密接に関連する薬科学研究分野において、創薬研究を通じて学問の体系的な発展及び継承を担う研究者・教育者となることのできる人材を養成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 大学院生は、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程又は同専攻博士後期課程のいずれか所属するものとし、薬学専攻博士課程においては同課程に設けるがん専門薬剤師養成コースへの所属を入学選考の際に選択することができる。

(入学資格)

第4条 博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、博士課程に設けるがん専門薬剤師養成コースに入学できる者は、薬剤師免許を有することを前提要件とする。

- (1) 大学の薬学（6年制）、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 修士の学位を有する者で、本大学院において薬学（6年制）課程を卒業した者と同

等以上の学力があると認めた者

- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号参照）
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (6) 薬剤師資格を取得後、薬剤師の実務経験を有する者で、本大学院において、個別の入学審査により、薬学（6年制）課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学の4年制課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- (4) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号参照）
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（研究指導計画）

第5条 博士課程、博士前期課程及び博士後期課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行う。

- 2 大学院学則第9条第2項に定める計画（以下、「研究指導計画」という。）は、学生毎に作成するものとする。
- 3 研究指導計画の作成については、別に定める。

（授業科目及び単位数）

第6条 薬学専攻博士課程、薬学専攻博士前期課程及び同博士後期課程にはそれぞれ授業科目を置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。

- 2 授業科目及び単位数については、別表1-1～4に定める。
- 3 各学年次において履修する授業科目の内容、授業時間表及び指導教員は学期の始めにシラバスにより公示する。

（修了要件単位数）

第7条 大学院学則第13条に定める修了要件単位数は、次のとおりとする。

- (1) 薬学専攻博士課程については、41単位以上を修得しなければならない。
- (2) 薬科学専攻博士前期課程については、31単位以上を修得しなければならない。
- (3) 薬科学専攻博士後期課程については、28単位以上を修得しなければならない。

(履修方法)

第8条 前条に定める単位修得に係る授業科目の選択等の履修方法は、別表1-1～4に定める。

(成績の評価)

第9条 授業科目の成績の評価は、指導教員が授業内容に対する学生の学習到達度によって行い、到達目標及び成績評価方法はシラバスに示す。

2 大学院学則第11条の規定にかかわらず、一部の授業科目は、論文、報告書等の審査により合・否を判定する。

(入学検定料)

第10条 入学検定料は、2万円とする。ただし、学内進学者については、入学検定料は免除する。

(入学金)

第11条 大学院学則第20条の規定にかかわらず、学内進学者については、入学金は免除する。

(学費の納入に関する取扱い)

第12条 薬学研究科の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(聴講生)

第13条 大学院学則第29条に規定する聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

2 聴講生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。

4 聴講生の納付金は、別表2に定める。

(研究生)

第14条 大学院学則第30条に規定する研究生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) その他本大学院において大学卒業以上の学力があると認められた者

2 聴講生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

3 研究生の指導教員は審議のうえ定める。

4 研究生は指導教員及び希望する科目の担当教員の許可を受けて講義を聴くことができる。

5 研究生の研究期間は原則として1年とする。ただし、引き続き研究を必要とする場合にはさらに願い出て、その許可を得なければならない。

6 研究生は、研究期間の終わりに当該研究成果について指導教員を経て、学長に提出しな

ければならない。

- 7 研究生で相当の成果をおさめた者には、審議のうえ、研究証明書を交付することがある。ただし、正規の課程による在学年数又は履修単位としては認定されない。
- 8 研究生の納付金は、別表2に定める。その他研究に要する費用を負担させるものとする。

(科目等履修生)

第15条 大学院学則第31条に規定する科目等履修生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

- 2 科目等履修生の履修を許可し得る科目については、1年度につき12単位以内とする。
- 3 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。
- 4 科目等履修生の納付金は、別表2に定める。

(特別聴講生及び特別研究生)

第16条 大学院学則第32条及び第33条に規定する特別聴講生及び特別研究生の受け入れは、薬学研究科教授会の議を経て、決定する。

- 2 特別聴講生及び特別研究生の納付金は、当該大学との協議により決定する。

(聴講生等の入学又は受入れ時期)

第17条 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、薬学研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第6条及び第8条にかかわらず、平成30年度以前の大阪薬科大学大学院入学生に適用する別表1-1～4については別に定める。
- 3 令和3年4月1日に大阪薬科大学大学院から薬学研究科に転入学した学生の大阪薬科大学大学院において修得した単位等については、薬学研究科に継承する。

別表 1 - 1 薬学専攻博士課程

授業科目	単位数		
	配当年次	必修	選択
医療薬学総論	1前	1単位	
薬学倫理教育特論	1前	1単位	
<領域薬学特論Ⅰ>			
予防薬学特論Ⅰ	1前		1単位
病態薬理学特論Ⅰ	1後		1単位
病態解析学特論Ⅰ	1前		1単位
医薬品動態制御学特論Ⅰ	1後		1単位
医療評価薬学特論Ⅰ	1前		1単位
薬学臨床特論Ⅰ	1後		1単位
<領域薬学特論Ⅱ>			
予防薬学特論Ⅱ	2後		1単位
病態薬理学特論Ⅱ	2前		1単位
病態解析学特論Ⅱ	2後		1単位
医薬品動態制御学特論Ⅱ	2前		1単位
医療評価薬学特論Ⅱ	2後		1単位
薬学臨床特論Ⅱ	2前		1単位
<領域薬学特論Ⅲ>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1前		1単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2前		1単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3前		1単位
創薬化学特論Ⅰ	1前		1単位
創薬化学特論Ⅱ	2前		1単位
創薬化学特論Ⅲ	3前		1単位
外国文献講読	1～4	8単位	
臨床連携治療演習	1・2後	1単位	
<評価薬学演習>			
薬効評価演習	1・2・3・4前		1単位
健康環境予防評価演習	1・2・3・4後		1単位
処方解析演習	1・2・3・4前		1単位
病態評価演習	1・2・3・4前		1単位
医療評価演習	1・2・3・4前		1単位
治験・臨床試験演習	1・2・3・4後		1単位
創薬化学演習	1・2・3・4前		1単位
特別研究	1～4	24単位	

授業科目の選択等の履修方法
<p>本規程第7条に基づき、41単位以上を修得しなければならない。</p> <p>なお、選択科目中、講義科目は計3単位以上、演習科目は各学生の所属領域の科目を含め計3単位以上を修得するものとし、講義科目のうち領域薬学特論Ⅲは1科目1単位まで修了要件に含めることができる。</p>

別表 1-2 薬学専攻博士課程 [がん専門薬剤師養成コース]

授業科目	単位数		
	配当年次	必修	選択
医療薬学総論	1前	1単位	
薬学倫理教育特論	1前	1単位	
がん医療薬学特論	1・2・3・4後	1単位	
<領域薬学特論Ⅰ>			
予防薬学特論Ⅰ	1前		1単位
病態薬理学特論Ⅰ	1後		1単位
病態解析学特論Ⅰ	1前		1単位
医薬品動態制御学特論Ⅰ	1後		1単位
医療評価薬学特論Ⅰ	1前		1単位
薬学臨床特論Ⅰ	1後		1単位
<領域薬学特論Ⅱ>			
予防薬学特論Ⅱ	2後		1単位
病態薬理学特論Ⅱ	2前		1単位
病態解析学特論Ⅱ	2後		1単位
医薬品動態制御学特論Ⅱ	2前		1単位
医療評価薬学特論Ⅱ	2後		1単位
薬学臨床特論Ⅱ	2前		1単位
<領域薬学特論Ⅲ>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1前		1単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2前		1単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3前		1単位
創薬化学特論Ⅰ	1前		1単位
創薬化学特論Ⅱ	2前		1単位
創薬化学特論Ⅲ	3前		1単位
e-Learning によるがん医療関連講義	別に定める		別に定める
外国文献講読	1～4	4単位	
がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅰ	1通	2単位	
がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅱ	2通	2単位	
がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅲ	1・2・3・4前・後	1単位	
がん臨床研修あるいはがん課題研究の成果発表 ならびにその関連分野の総説的講演と質疑討論	1～4	2単位	
がん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ	1・2・3・4前・後		1単位
<評価薬学演習>			
薬効評価演習	1・2・3・4前		1単位
健康環境予防評価演習	1・2・3・4後		1単位
処方解析演習	1・2・3・4前		1単位
病態評価演習	1・2・3・4前		1単位
医療評価演習	1・2・3・4前		1単位
治験・臨床試験演習	1・2・3・4後		1単位
創薬化学演習	1・2・3・4前		1単位
薬学臨床研修・特別研究	1～4	24単位	

※e-Learning によるがん医療関連講義及び単位互換科目に関する単位数等については別に定める。

授業科目の選択等の履修方法
<p>本規程第7条に基づき、41単位以上を修得しなければならない。</p> <p>なお、選択科目中、講義科目は領域薬学特論Ⅰに属する科目、領域薬学特論Ⅱに属する科目、領域薬学特論Ⅲに属する科目、e-Learning によるがん医療関連講義及び単位互換科目から計2単位以上（ただし、領域薬学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからの単位取得はそれぞれ1科目1単位を上限とする）、演習科目はがん専門薬剤師基盤育成演習Ⅳ及び評価薬学演習に属する科目から1単位以上を修得するものとする。</p>

別表 1 - 3 薬科学専攻博士前期課程

授業科目	単位数		
	配当年次	必修	選択
<分子構造・機能解析学領域>			
構造生物学特論	1・2前		1単位
生物科学特論	1・2後		1単位
<創薬化学領域>			
生体機能分析学特論	1・2後		1単位
薬化学特論	1・2前		1単位
生薬・天然物化学特論	1・2後		1単位
<生命・環境科学領域>			
環境科学特論	1・2前		1単位
薬理学特論	1・2後		1単位
薬物生体機能科学特論	1・2後		1単位
<3領域統合科目>			
領域統合型先端科学特論	1後	1単位	
薬学倫理教育特論 I	1前	1単位	
特別演習 (PBL)	1・2前	2単位	
(外国文献講読等)	1～2	4単位	
特別研究	1～2	17単位	

授業科目の選択等の履修方法
本規程第7条に基づき、31単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、3領域それぞれから1単位以上を含め、計6単位以上を修得すること。

別表 1 - 4 薬科学専攻博士後期課程

授業科目	単位数		
	配当年次	必修	選択
<分子構造・機能解析学領域>			
分子構造・機能解析学特論Ⅰ	1前		1単位
分子構造・機能解析学特論Ⅱ	2前		1単位
分子構造・機能解析学特論Ⅲ	3前		1単位
<創薬化学領域>			
創薬化学特論Ⅰ	1前		1単位
創薬化学特論Ⅱ	2前		1単位
創薬化学特論Ⅲ	3前		1単位
<生命・環境科学領域>			
生命・環境科学特論Ⅰ	1後		1単位
生命・環境科学特論Ⅱ	2後		1単位
生命・環境科学特論Ⅲ	3後		1単位
薬学倫理教育特論Ⅱ	1前	1単位	
特別演習Ⅰ	1前	1単位	
特別演習Ⅱ	2前	1単位	
特別演習Ⅲ	3前	1単位	
特別研究演習Ⅰ	1後	1単位	
特別研究演習Ⅱ	2後	1単位	
特別研究演習Ⅲ	3前	1単位	
特別研究	1～3	18単位	

授業科目の選択等の履修方法
本規程第7条に基づき、28単位以上を修得しなければならない。 なお、選択科目中、計3単位以上を修得するものとし、生命・環境科学領域の選択科目は1科目1単位まで修了要件単位に含めることができる。

別表 2 研究生等納付金

費目		金額	摘要
研究生	指導料(月額)	10,000円	
	研究料(月額)	20,000円	
		10,000円	本学卒業生
聴講生	聴講料(1科目)	10,000円	
科目等履修生	授業料(1科目)	20,000円	講義科目

・本学卒業生には大阪薬科大学卒業生を含む。

大阪医科薬科大学 大学院薬学研究科教授会規則

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規則は、大阪医科薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第38条の規定に基づき、大阪医科薬科大学大学院薬学研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組 織)

第2条 研究科教授会は、薬学研究科長及び大学院学則第36条第2項に定める大学院の授業及び研究指導を担当する教授をもって組織する。

2 研究科教授会が必要と認める場合、前項に規定する教授以外の大学院の授業及び研究指導を担当する教員を加え、組織することができる。

3 学長は、重要と判断する議事において研究科教授会に出席することができる。

(審議事項)

第3条 研究科教授会は、次に掲げる事項について学長が決定するに当たり、審議のうえ意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号に掲げる事項については、学長が別に定める。

(招集及び議長等)

第4条 研究科教授会は、薬学研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 議長に差支えあるときは、あらかじめ薬学研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

3 研究科教授会は、原則として毎月1回招集する。ただし、薬学研究科長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

4 やむを得ず研究科教授会を欠席する場合には、原則として欠席届を提出しなければならない。

(審議事項等の通知)

第5条 研究科教授会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議 事)

第6条 研究科教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席で成立する。

2 校務により出席できない旨記載した欠席届を事前に提出した者は、前項の定足数において出席者とみなす。

3 研究科教授会の議事は、現に出席している者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 薬学研究科長が必要と認めたときは、研究科教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(大学院委員会)

第8条 研究科教授会の運営を円滑に行うため、研究科教授会に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(事 務)

第9条 研究科教授会の事務は、薬学学務部が担当する。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。